

【育児・介護休業規程の改定】

2021年1月より、 子の看護休暇や介護休暇が「時間単位」で 取得可能になりました！

これまでの1日単位／半日単位での取得から、時間単位の取得が可能となり、より便利に、よりコンパクトに休暇取得が可能です。またこの他にも、出産・育児・介護・健康を支える制度がありますので、ライフステージに合わせて有効にご活用下さい。

※なお、各制度の詳細、対象社員の制限、休業による所得補償もありますので、詳しくは支社支店の総務課までお問い合わせ下さい。



出産・育児・介護・健康を支える制度の一覧

ライフステージ						制度名称・概要 (2021年1月1日現在)
女性社員	妊娠中	産前	産後	育児 (子の年齢)	介護 (要介護家族)	◎赤字は女性社員が利用可能 青字は男性社員・女性社員とも利用可能
○ 20~74歳						【婦人科検診 補助制度】 偶数年齢の女性社員に、子宮頸がん・乳がん検診の費用を補助。 独自制度
	○					【通勤緩和】 出社時、退社時に各30分の遅出、早退が可能。
	○					【勤務中の休憩】 所定休憩以外に休憩の取得が可能。
	○					【症状(妊娠)に対応する措置】 医師指導がある場合に、業務軽減、時間短縮、休業等が可能。
	○					【時間内通院】 妊婦健診等のために、勤務時間内の通院が可能。
	○					【妊産婦社員の時間外勤務等の制限】 社員が請求時、時間外・休日・深夜勤務を制限。
		○ 産前6週	○ 産後8週			【産前産後の就業制限】 産前6週間、産後8週間の休業。
			○ 産後1年以内			【症状(産後1年)に対応する措置】 医師指導の場合に、業務軽減、時間短縮、休業等が可能。
			○ 産後1年以内			【時間内通院】 産後健診等のために、勤務時間内の通院が可能。
			○	○ ~1歳未満		【ママサポート】 産休・育休の女性社員に、出産後1年間紙オムツ等を毎月無償提供。 独自制度
				○ ~1歳未満		【育児(休憩)時間】 所定休憩以外に育児時間の付与が可能。
				○ ~1歳未満		【生後満1歳までの育児社員の時間外勤務等の制限】 社員が請求時、時間外・休日・深夜勤務を制限。
				○ ~最長2歳		【育児休業】 生後満1歳(最長2歳)まで、育児のための休業が可能。
				○ ~3歳未満		【育児 所定外労働時間の制限】 社員が請求時、時間外労働を免除。
				○ ~小学校入学前		【育児 時間外労働の制限】 社員が請求時、時間外労働を一定に制限。
				○ ~小学校入学前		【育児 深夜業の制限】 社員が請求時、深夜労働を免除。
				○ ~小学校入学前		【子の看護休暇】 対象の育児社員は、子の看護等で1日か 時間単位 で休暇取得可能。 2021改定
				○ ~小学6年以下		【育児 短時間勤務】 小学校6年生以下の育児社員は、所定労働時間の短縮が可能。 独自制度
					○ 延べ93日間	【介護休業】 介護をする社員は、93日間まで休業が可能。
					○	【介護 所定外労働時間の制限】 介護をする社員が請求時、時間外労働を免除。
					○	【介護 時間外労働の制限】 介護をする社員が請求時、時間外労働を一定に制限。
					○	【介護 深夜業の制限】 介護をする社員が請求時、深夜労働を免除。
					○	【介護休暇】 介護をする社員は、1日か 時間単位 で介護休暇が取得可能。 2021改定
					○ 3年で2期間	【介護 短時間勤務】 介護をする社員は、所定労働時間の短縮が可能。